

杉並区 生活保護世帯エアコン購入等助成金のご案内

※申請して、交付決定通知書が交付されてから助成対象となります。交付決定通知の交付前に購入したエアコンは助成対象になりませんので、注意してください。

1. 事業の目的

夏の熱中症対策として、生活保護受給世帯を対象にエアコンの新規購入や買い換え費用を支援します。

2. 対象となる世帯

杉並区内に居住し、生活保護を受給中の世帯。

※生活保護制度の「家具什器費」によりエアコン設置が可能な世帯は除きます。

3. 助成の条件（いずれか1つに該当）

- ・自宅にエアコンが1台もない。
- ・故障により、冷房機能が使えるエアコンが1台もない。
- ・保有するエアコンのすべてが製造から15年以上経過している。
※同じ住宅に住んでいる複数世帯からの重複申請は不可。（同じ住宅に2台以上の設置はできません）

4. 対象機器

・壁または窓枠に固定して設置するエアコン。ただし、住宅の構造等を理由にエアコンを壁または窓に固定して設置することがむずかしいときは移動式も対象。

5. 助成金額（上限10万円）

- ・エアコン本体：上限78,000円。
- ・配送費・工事費等：10万円からエアコン本体額（上限78,000円）を引いた額を上限とする。

※上限超過分は自己負担となります。※各店舗・事業者の延長保証料は助成対象外です。

※エアコン購入時に、すでに付与されていたポイントを利用して購入した場合は、使用したポイント分を差し引いて助成金を計算します。

6. 対象外となるケース

- ・申請前に購入した場合。
- ・インターネットで購入した場合。
- ・中古品を購入した場合。
- ・事業用として使用する場合。
- ・自身や家族で設置工事を行った場合。
- ・賃貸住宅で大家に設置義務がある、または大家の許可がない場合。

7. 手続きの流れ

- (1) 担当ケースワーカー（CW）へ相談してください。
- (2) 担当CWが家庭訪問をして、エアコンの有無や故障の状況を確認します。
- (3) エアコンがないことや故障していることを確認したら、CWから申請書を渡します。記入してCWに渡してください。業者払いを希望する人は委任状も記入してください。また、民間アパートの場合、大家か管理会社から承諾書をもらってください。
- (4) 区が申請書と大家の承諾書を受け付けた後に審査して、交付決定通知書を送ります。
※交付決定通知書だけでは助成金は支給されません。

8. 購入の流れ

(1) 【立て替え払いができる人】

- ① 決定通知書が届いたら、家電販売店等でエアコンを購入して、名前（フルネーム）が入った領収書をもらってください。領収書は助成金の申請に必要です。

※領収書は合計額の内訳（エアコン本体と配送費・工事費等）を記載してもらってください。

- ② 助成金請求書（決定通知書に同封）に金額と自分の指定口座を記入して福祉事務所へ提出（領収書を添付してください）。

- ③ 指定口座への振り込み。交付決定額通知書を送ります。（助成金請求書を提出していただいてから、おおむね2週間以内に入金します）

(2) 【立て替え払いができない人】

- ① 決定通知書が届いたら、協力店リストの店に行きエアコンを購入します。決定通知書には店側に渡す書類一式が同封されていますので、持参してください。
- ② 協力店では決定通知書を見せて、助成制度を利用することを伝えてください。エアコンや工事の日程が決まったら、通知書に同封されていた書類一式を店側に渡してください。
- ③ 助成金は工事が終わったあとに通知書に同封されていた書類を使用して、協力店から福祉事務所へ請求され、福祉事務所から協力店に直接支払います。

※代金が助成金の上限を超えた場合は、超えた分を自己負担で当日店舗で払ってもらいます。

8. 実施スケジュール

申請期間：令和8年4月1日～令和8年9月30日。

購入期間：令和8年4月1日～令和9年1月31日。

9. 問い合わせ先

杉並福祉事務所 計画調整担当

電話：03-3398-9104